

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号) (第一条関係)	1
○原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令(平成十七年政令第二百一十一号) (第二条関係)	3
○国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号) (第三条関係)	7
○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) (第四条関係)	8
○地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号) (第四条関係)	9
○職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号) (第四条関係)	10
○国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号) (第五条関係)	11
○組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号) (第六条関係)	12
○原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第三百十九号) (第七条関係)	13

改正案	現行
<p>（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）</p> <p>第四条 法第二十八条の五十五第三項の政令で定める額は、一兆千八百三十億円とする。</p> <p>（機関債の発行の認可）</p> <p>第二十一条 推進機関は、法第二十八条の五十五第一項の規定により機関債の発行の認可を受けようとするときは、機関債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>2 法百十四条第二項に規定する権限は、次に掲げるものを除き、委員会が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法百六条第八項及び第七百七条第六項の規定による権限（法第二十八条の十四第一項、第二十八条の十五、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項から第三項まで、第二十八条の五十五第一項及び第六項並びに第二十八条の</p>	<p>（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）</p> <p>第四条 法第二十八条の五十三第三項の政令で定める額は、一兆千八百三十億円とする。</p> <p>（機関債の発行の認可）</p> <p>第二十一条 推進機関は、法第二十八条の五十三第一項の規定により機関債の発行の認可を受けようとするときは、機関債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>2 法百十四条第二項に規定する権限は、次に掲げるものを除き、委員会が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法百六条第八項及び第七百七条第六項の規定による権限（法第二十八条の十四第一項、第二十八条の十五、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項から第三項まで、第二十八条の五十三第一項及び第六項並びに第二十八条の</p>

3
・
4 五十九の規定に関するものを除く。
(略)

3
・
4 五十七の規定に関するものを除く。
(略)

○原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令</p> <p>（法第二条第四項第四号の政令で定める行為）</p> <p>第一条 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二条第四項第一号に規定する再処理関連加工（第五条第一号及び第三号において「再処理関連加工」という。）により得られた混合酸化燃料（ウランの酸化物及びプルトニウムの酸化物を含む核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）をいう。）の管理及び運搬</p> <p>三 （略）</p> <p>（再処理等拠出金の延納等）</p> <p>第二条 使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、特定実用発電用原子炉設置者の申請に基づき、期限を定めて、</p>	<p>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令</p> <p>（法第二条第四項第四号の政令で定める行為）</p> <p>第一条 原子力発電における使用済燃料の再処理等に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二条第四項第一号に規定する再処理関連加工（第四条第一号及び第三号において「再処理関連加工」という。）により得られた混合酸化燃料（ウランの酸化物及びプルトニウムの酸化物を含む核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）をいう。）の管理及び運搬</p> <p>三 （略）</p> <p>（拠出金の延納等）</p> <p>第二条 使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、特定実用発電用原子炉設置者の申請に基づき、期限を定めて、その者の納</p>

その者の納付すべき法第五条第二項に規定する再処理等拠出金（次条において「再処理等拠出金」という。）を延納させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定による延納について、法第八条第一項から第七項まで、第九条及び第十条の規定を適用する場合には、法第八条第一項中「各年度の六月三十日（その年度に特定実用発電用原子炉設置者となった者にあつては、そのなった日の属する年度の翌年度の六月三十日）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第二条第一項に規定する期限（以下「延納期限」という。）」と、同条第三項中「第一項に規定する期限までに同項」とあるのは「延納期限までに第一項」と、同条第六項中「第一項の納期限」とあるのは「延納期限」と、法第九条第一項中「前条第一項の納期限」とあるのは「延納期限」と、同条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」と、法第十条中「第八条第一項の納期限」とあるのは「延納期限」とする。

(経済産業省令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、再処理等拠出金の納付方法の細目その他再処理等拠出金の納付に關して必要な事項は、経済産業省令で定める。

(廃炉拠出金への準用)

第四条 第二条第一項及び第二項並びに前条の規定は、実用発電

付すべき拠出金を延納させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定による延納について、法第七条第一項から第七項まで、第八条及び第九条の規定を適用する場合には、法第七条第一項中「各年度の六月三十日（その年度に特定実用発電用原子炉設置者となった者にあつては、そのなった日の属する年度の翌年度の六月三十日）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に關する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第二条第一項に規定する期限（以下「延納期限」という。）」と、同条第三項中「第一項に規定する期限までに同項」とあるのは「延納期限までに第一項」と、同条第六項中「第一項の納期限」とあるのは「延納期限」と、法第八条第一項中「前条第一項の納期限」とあるのは「延納期限」と、同条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」と、法第九条中「第七条第一項の納期限」とあるのは「延納期限」とする。

(経済産業省令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、拠出金の納付方法の細目その他拠出金の納付に關して必要な事項は、経済産業省令で定める。

(新設)

用原子炉設置者等による法第十一条第二項に規定する廃炉抛出金の納付について準用する。

2 前項において準用する第二条第一項の規定による延納について、法第十四条並びに法第十五条において読み替えて準用する法第八条第六項及び第七項並びに第九条の規定を適用する場合には、法第十四条中「各年度の六月三十日（その年度に実用発電用原子炉設置者等となった者にあつては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第四条第一項において準用する同令第二条第一項に規定する期限」と、「ならない。ただし、当該廃炉抛出金の額の二分の一に相当する金額については、各年度の十二月三十一日までに納付することができる」とあるのは「ならない」と、法第十五条において読み替えて準用する法第八条第六項中「同条の納期限」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第四条第一項において準用する同令第二条第一項に規定する期限（以下「延納期限」という。）」と、法第十五条において読み替えて準用する法第九条第一項中「第十四条の納期限」とあるのは「延納期限」と、「同条」とあるのは「第十四条」と、法第十五条において準用する法第九条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。

（機構の業務の委託を受けることができる者）

第五条 法第五十条の政令で定める者は、次の各号に掲げる者と

（機構の業務の委託を受けることができる者）

第四条 法第四十二条の政令で定める者は、次の各号に掲げる者

一〇三
する。
(略)

一〇三
とする。
(略)

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百八十一（略）</p> <p>百八十二 使用済燃料再処理・廃炉推進機構（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）第三条の規定による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十条の使用済燃料再処理機構を含む。）</p> <p>百八十三 百九十五（略）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十八（略）</p> <p>百二十九 使用済燃料再処理・廃炉推進機構</p> <p>百三十 百四十二（略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百八十一（略）</p> <p>百八十二 使用済燃料再処理機構</p> <p>百八十三 百九十五（略）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十八（略）</p> <p>百二十九 使用済燃料再処理機構</p> <p>百三十 百四十二（略）</p>

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十四（略） 八十五 使用済燃料再処理・廃炉推進機構 八十六〇九十一（略）	別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十四（略） 八十五 使用済燃料再処理機構 八十六〇九十一（略）

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 一〇百六（略）</p> <p>百七 使用済燃料再処理・廃炉推進機構</p> <p>百八 一〇百十四（略）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>二 一〇六（略）</p> <p>七 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 一〇百三（略）</p> <p>百四 使用済燃料再処理・廃炉推進機構</p> <p>百五 一〇百十（略）</p> <p>八・九（略）</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 一〇百六（略）</p> <p>百七 使用済燃料再処理機構</p> <p>百八 一〇百十四（略）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>二 一〇六（略）</p> <p>七 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 一〇百三（略）</p> <p>百四 使用済燃料再処理機構</p> <p>百五 一〇百十（略）</p> <p>八・九（略）</p>

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当通算法人） 第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一〇八十四（略） 八十五 使用済燃料再処理・廃炉推進機構 八十六〇九十三（略）</p>	<p>（退職手当通算法人） 第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一〇八十四（略） 八十五 使用済燃料再処理機構 八十六〇九十三（略）</p>

改正案	現行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百三十四（略）</p> <p>百三十五 使用済燃料再処理・廃炉推進機構（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）第三条の規定による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十条の使用済燃料再処理機構を含む。）</p> <p>百三十六 百四十三（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百十九（略）</p> <p>百二十 使用済燃料再処理・廃炉推進機構</p> <p>百二十一 百二十七（略）</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百三十四（略）</p> <p>百三十五 使用済燃料再処理機構</p> <p>百三十六 百四十三（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百十九（略）</p> <p>百二十 使用済燃料再処理機構</p> <p>百二十一 百二十七（略）</p>

○組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	(略)	根拠法	(略)	登記事項	(略)
(略)		使用済燃料再処理・廃炉推進機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
名称	(略)	根拠法	(略)	登記事項	(略)
(略)		使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

○原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）（第七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（旧資金管理人による金銭その他の資産の引渡し）
 第十一条（削る）

（旧資金管理人による金銭その他の資産の引渡し等に係る事項）

第十一条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下この条において「旧法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九條	第三條及び第六條から前條まで	第三條第三項及び第六條
第十一條 第一項	資金管理業務の	資金管理業務（前條第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の
第十九條 第三項	前二項	前項

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条第二項の規定による引渡しがされた金銭その他の資産は、同条第三項第一号に掲げる使用済燃料（改正法の施行の際現に改正法による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定による再処理等（旧法第二条第四項に規定する再処理等であつて原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「再処理法」という。）第二条第四項に規定する再処理等に該当するものをいう。）を適正に実施するための金銭が積み立てられていないものを除く。）及び改正法附則第五条第三項第二号に掲げる使用済燃料に係る拠出金として納付されたものとみなす。

（削る）

第十九条	第一項及び第二項	第二項
第四項		

2 改正法附則第五条第二項の規定による引渡しがされた金銭その他の資産は、同条第六項第一号に掲げる使用済燃料（改正法の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による再処理等（旧法第二条第四項に規定する再処理等であつて改正法による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号。次条において「新法」という。）第二条第四項に規定する再処理等に該当するものをいう。）を適正に実施するための金銭が積み立てられていないものを除く。）及び改正法附則第五条第六項第二号に掲げる使用済燃料に係る拠出金として納付されたものとみなす。

3 改正法附則第五条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条	資金管理業務の	資金管理業務（原子力発
------	---------	-------------

(改正法附則第七条第一項前段の規定による支払)

第十二条 経済産業大臣は、改正法附則第七条第一項前段の規定により支払うべき金銭について、同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者から分割して支払いたい旨の申出があった場合において、再処理法第二条第四項に規定する再処理等の着実な実施に支障が生ずるおそれがないと認めるときは、当該金銭を分割して支払わせることができる。

2 前項の規定により金銭を分割して支払う場合について、改正法附則第七条第三項において準用する再処理法第八条第六項及

(改正法附則第七条第一項前段の規定による支払)

第十二条 経済産業大臣は、改正法附則第七条第一項前段の規定により支払うべき金銭について、同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者から分割して支払いたい旨の申出があった場合において、新法第二条第四項に規定する再処理等の着実な実施に支障が生ずるおそれがないと認めるときは、当該金銭を分割して支払わせることができる。

2 前項の規定により金銭を分割して支払う場合について、改正法附則第七条第三項において準用する新法第七条第六項及び第

第一項		電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十号)附則第五条第七項の規定による行為に係る業務をいう。以下同じ。
第十九条 第三項	前二項	前項
第十九条 第四項	第一項及び第二項	第二項

び第七項並びに第九条の規定並びに改正法附則第八条の規定を適用する場合には、改正法附則第七条第三項において準用する再処理法第八条第六項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第七条第一項の納期限」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）第十二条第一項の規定により分割して支払うこととされた各納期限（以下「分納期限」という。）」と、改正法附則第七条第三項において準用する再処理法第九条第一項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第七条第一項の納期限」とあるのは「分納期限」と、同条第二項中「納期限」とあるのは「分納期限」と、改正法附則第八条中「前条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭（当該金銭が同項の納期限」とあるのは「前条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭（当該金銭が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）第十二条第一項の規定により分割して支払うこととされた各納期限」とする。

3 (略)

(改正法附則第九条第一項前段の規定による支払)

七項並びに第八条の規定並びに改正法附則第八条の規定を適用する場合には、改正法附則第七条第三項において準用する新法第七条第六項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第七条第一項の納期限」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）第十二条第一項の規定により分割して支払うこととされた各納期限（以下「分納期限」という。）」と、改正法附則第七条第三項において準用する新法第八条第一項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第七条第一項の納期限」とあるのは「分納期限」と、同条第二項中「納期限」とあるのは「分納期限」と、改正法附則第八条中「前条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭（当該金銭が同項の納期限」とあるのは「前条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭（当該金銭が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）第十二条第一項の規定により分割して支払うこととされた各納期限」とする。

3 (略)

(改正法附則第九条第一項前段の規定による支払)

第十三条 (略)

2 前項において準用する前条第一項の規定により金銭を分割して支払う場合について、改正法附則第九条第四項において準用する再処理法第八条第六項及び第七項並びに第九条の規定並びに改正法附則第九条第二項の規定を適用する場合には、改正法附則第九条第四項において準用する再処理法第八条第六項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第九条第一項の納期限」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）第十三条第一項において準用する同令第十二条第一項の規定により分割して支払うこととされた各納期限（以下「分納期限」という。）」と、改正法附則第九条第四項において準用する再処理法第九条第一項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第九条第一項の納期限」とあるのは「分納期限」と、同条第二項中「納期限」とあるのは「分納期限」と、改正法附則第九条第二項中「同項の納期限」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）第十三条第一項において準用する同令第十二条第一項の規定により分割して支払うこととされた各納期限」とする。

第十三条 (略)

2 前項において準用する前条第一項の規定により金銭を分割して支払う場合について、改正法附則第九条第四項において準用する新法第七条第六項及び第七項並びに第八条の規定並びに改正法附則第九条第二項の規定を適用する場合には、改正法附則第九条第四項において準用する新法第七条第六項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第九条第一項の納期限」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号）第十三条第一項において準用する同令第十二条第一項の規定により分割して支払うこととされた各納期限」とする。

